

戦後の飼料・飼料添加物の歴史

年代	飼料	飼料添加物
昭和 20年代	22年 第一次畜産振興5カ年計画着手	21年 ペニシリン国内製造開始
	28年 飼料品質改善法施行	26年 抗生物質、ビタミン発酵残渣飼料化検討 日本科学飼料協会設立
	29年 畜産振興10カ年計画スタート	
30年代	35年 ブロイラー生産開始 こうりゃん(マイロ)輸入開始	36年 飼料添加物の使用開始
	37年 配合飼料生産500万トン	
	38年 関税込率法改正、承認工場制度に	
	39年 飼料のバラ輸送開始	
40年代	41年 配合飼料生産1,000万トン	41年 飼料添加物の表示開始
	42年 カネミ油症事件(ダーク油事故)発生	
	44年 関税込率法改正、点数制度に	
	45年 配合飼料生産1,500万トン	45年 飼料添加物公定書策定 休薬制度(5日)設定 薬託(動薬添加飼料)制度開始
	46年 石油たん白試験操業開始 農産工、東急、菱和合併新農産工に	
	48年 DUIB事故発生 配合飼料の原料表示開始 古古米の飼料化開始 価格安定基金設立 サルモネラ検査開始 (有吉佐和子「複合汚染」大ヒット)	49年 AF2禁止要請強まる
50年代	50年 石油危機で配合飼料生産初の減産	
	51年 飼料安全法施行 飼料の安全性検査開始	51年 飼料添加物の指定制度開始 抗生物質の検定開始
	52年 配合飼料生産2,000万トン	52年 飼料添加物の評価基準策定 飼料添加物の見直し開始
	59年 飼料中の銅、亜鉛規制開始	58年 カナマイシン等指定削除
60年代	61年 配合飼料生産2,500万トン超	
	63年 抗菌剤のキャリーオーバー問題発生 飼料の評価基準設定 有害物質の指導基準設定 カーギル日本で配合飼料生産開始	

平成 一桁代	元年	承認工場推薦制度廃止	2年	酵素が飼料添加物に指定
	3年	セレン酵母の使用開始	7年	生菌剤が飼料添加物に指定
	8年	組換え体飼料の評価指針制定 牛用飼料への肉骨粉使用禁止	8年	組換え体飼料添加物の評価指針制定
			9年	VRE問題でアポパルシン指定削除 組換え体利用フィターゼが追加
10年代	10年	サルモネラ対策ガイドライン策定 クロム酵母の使用開始	10年	EUで耐性菌問題再燃
			11年	高脂肪とうもろこし流通
			12年	92年ぶり口蹄疫発生わら等輸入制限 スターリンク(未承認GMとうもろこし)流通
	13年	EUからの動物質飼料の輸入禁止 BSE国内発生に伴い動物質飼料全面禁止 その後鶏由来の肉骨粉等を解除	13年	オラキンドックスを指定削除 ナラシンを新規指定
	14年	ゼアラロン、DON等カビ毒の基準設定 DCPの表示削除	14年	カンタキサンチン等着色剤が指定 EUは2006年に成長促進剤全面禁止を提起
	15年	食品安全委員会設立 BSE発生等に伴い飼料安全法大幅改正 輸入飼料穀物のカビ毒汚染広がる	15年	組換え体評価基準が制度に組入れ 農水省抗菌剤(耐性菌)を食品安全委員会に 諮問
	16年	鳥インフルエンザ発生 死亡牛、牛せき柱由来の油脂の禁止	16年	キタサマイシン、チオペプチンなど4品目指定削除 食安委抗菌剤の薬剤耐性菌評価指針を作成
	17年	豚由来の肉骨粉解禁 未承認遺伝子組み換え体とうもろこし流通		
	18年	食品、飼料のポジティブリストが始まる		
	19年	抗菌剤入り飼料のGMP開始	19年	抗菌剤入りプレミックスのGMP開始 特定飼料等製造業者登録(自主検定)開始
20年代	20年	飼料等有害物質混入防止ガイドライン制定 東日本くみあいと東海くみあいが合併する 飼料の安全性評価基準改正 とうもろこし価格7.7ドル、飼料価格大幅上昇	20年	ギ酸カルシウム、グルコン酸カルシウム等が新規指定 L-アスコルビン酸ナトリウムが新規指定
			21年	飼料添加物にタウリン指定される。
	21年	～3月原料、プレート安、配合飼料大幅安 愛知県の鳥インフルエンザ160万羽処分 愛玩動物用飼料安全法施行	21年	
	22年	乳製品を50%以上含む飼料は窒素×6.38に 稲わら、籾米等の残留農薬基準制定	22年	デストマイシンA飼料添加物指定の取消
23年	東日本大震災。死者不明2万人弱	23年		